

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 14 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗原 寛

理 由

令和 5 年度に立川市立大山小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することに伴い、立川市の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更するため。

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則（平成30年立川市教委規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）			
学校	通学区域	学校	通学区域
小学校	立川市立第一小学校（おおぞら学級）	立川市立第一小学校（おおぞら学級）	立川市立学校の通学区域等に関する規則（平成20年立川市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）別表に定める立川市立第一小学校、立川市立第三小学校、立川市立第六小学校及び立川市立第七小学校の通学区域
			知的障害
小学校	立川市立第五小学校（こだま学級）	立川市立第五小学校（こだま学級）	規則別表に定める立川市立第二小学校、立川市立第五
			校、立川市立第五

小学校、立川市立第八小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域	立川市立第九小学校（くわのみ学級）	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立大山村、立川市立立川市立上砂川小学校の通学区域	立川市立第九小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域
立川市立第十小学校（すずかけ学級）	規則別表に定める立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域	立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域	立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域
立川市立松中小学校（まつのみ学級）	規則別表に定める立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域	立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域	立川市立松中小学校及び立川市立西砂小学校の通学区域
立川市立新生小学校（ひまわり学級）	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新

小学校、立川市立第八小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域	立川市立第九小学校（くわのみ学級）	規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立大山村、立川市立立川市立上砂川小学校の通学区域	立川市立第九小学校及び立川市立南砂小学校の通学区域
立川市立第十小学校（すずかけ学級）	規則別表に定める立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域	立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域	立川市立第十小学校及び立川市立柏小学校の通学区域
立川市立松中小学校（まつのみ学級）	規則別表に定める立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域	立川市立西砂小学校及び立川市立松中小学校の通学区域	立川市立松中小学校及び立川市立西砂小学校の通学区域
立川市立新生小学校（ひまわり学級）	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新	規則別表に定める立川市立第四小学校及び立川市立新

生小学校の通学区 域	規則別表に定める 立川市立幸小学校 及び立川市立若葉 台小学校の通学区 域	自閉症・情 緒障害等	
立川市立若葉台小学校（た んぽぼ学級）	立川市立第二小学校（さく ら学級）	立川市立第一小学 校、立川市立第二 小学校、立川市立 第三小学校、立川 市立第四小学校、 立川市立第五小学 校、立川市立第六 小学校、立川市立 第七小学校、立川 市立第八小学校、 立川市立南砂小学 校、立川市立幸小 学校、立川市立新 生小学校及び立川 市立若葉台小学校	

生小学校の通学区 域	規則別表に定める 立川市立幸小学校 及び立川市立若葉 台小学校の通学区 域	自閉症・情 緒障害等	
立川市立若葉台小学校（た んぽぼ学級）	立川市立第二小学校（さく ら学級）	立川市立立川第一 中学校、立川市立 立川第三中学校 （立川市立第三小 学校及び立川市立 第七小学校の区域 に限る。）及び立 川市立立川第八中 学校の通学区域	知的障害
中 学 校	立川市立立川第一中学校 （I組）	立川市立立川第二中学校 （1組）	

		<p>の通学区。ただし、立川市立第十小学校、立川市立柏小学校の通学区については、交通手段の観点からみて、より通学しやすい学校を選択することができる。</p>		<p>立川市立立幸小学校の区域に限る。)、立川市立立川第四中学校(立川市立幸小学校の区域に限る。)、立川市立立川第六中学校(立川市立第八小学校の区域に限る。)、及び立川市立立川第九中学校の通学区</p>	
	立川市立大山小学校	<p>規則別表に定める立川市立第九小学校、立川市立西砂小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校及び立川市立上砂川小学校の通学区。ただし立川市立第十小学校、立川市立柏小学校の通学区については、交通手段の観点からみて、より</p>	立川市立立川第五中学校 (10組)	<p>規則別表に定める立川市立立川第四中学校(立川市立立川第九中学校の区域に限る。)、立川市立立川第五中学校、立川市立立川第六中学校(立川市立第十小学校の</p>	

中 学 校	立川市立立川第一中学校 (I組)	通学しやすい学校 を選択することができる。	知的障害	区域に限る。) 及び立川市立立川第七中学校の通学区 域
	立川市立立川第一中学校 (I組)	規則別表に定める立川市立立川第一中学校、立川市立立川第三中学校(立川市立第三小学校及び立川市立第七小学校の区域に限る。) 及び立川市立立川第八中学校の通学区		
	立川市立立川第二中学校 (I組)	規則別表に定める立川市立立川第二中学校、立川市立立川第三中学校(立川市立第六小学校の区域に限る。) 立川市立立川第四中学校(立川市立幸小学校の区域に限		

		<p>る。) 、立川市立 立川第六中学校 (立川市立第八小 学校の区域に限 る。) 及び立川市 立立川第九中学校 の通学区域</p>	
<p>立川市立立川第五中学校 (10組)</p>		<p>規則別表に定める 立川市立立川第四 中学校(立川市立 柏小学校の区域に 限る。) 、立川市 立立川第五中学 校、立川市立立川 第六中学校(立川 市立第十小学校の 区域に限る。) 及 び立川市立立川第 七中学校の通学区 域</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。